

## 特定事業「中央合同庁舎第8号館整備等事業」の選定概要

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の名称

中央合同庁舎第8号館整備等事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類等

- ① 名称：中央合同庁舎第8号館及び内閣府庁舎A棟
- ② 種類：庁舎及び合同庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第2項及び第3項に定める庁舎）

#### (3) 公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 麻生 太郎

国土交通大臣 金子 一義

#### (4) 事業方式及び業務内容

PFI手法（サービス購入型、BTO（Build-Transfer-Operate）方式）により中央合同庁舎第8号館の施設整備及び維持管理・運営、既存庁舎の解体及び撤去、内閣府庁舎A棟の既存不適格部分等の改修及び維持管理・運営等を実施

#### (5) 事業期間

事業契約締結日から平成36年3月31日まで

#### (6) 事業場所

東京都千代田区永田町1-6-1他

### 2. 客観的評価の概要

本事業は、特定事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、実施方針公表後の民間事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。

以上より、本事業をPFI法第6条に規定する特定事業として選定することが適当であると認めるものである。

### 3. 今後のスケジュール

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 入札公告       | 平成21年7月頃  |
| ② 第一次審査資料の受付 | 平成21年8月頃  |
| ③ 第二次審査資料の受付 | 平成21年10月頃 |
| ④ 民間事業者の選定   | 平成21年12月頃 |